

緊急遮断弁の漏えい検査のデータに関する質問への回答

(1) ご質問にありました「1回 / 3年の分解点検時のデータ」については、弁組立後のものであります。

以下に今回の見直しのバックグラウンドについて説明をします。

高圧ガス保安法適用の LNG 受入基地については、ガス事業法・電気事業法で適用を受けている LNG 受入基地と同様の設備であり、保安検査方法見直し検討委員会報告書にあるとおり、同様の設備については法の枠を超えて維持管理も同様に行われるべきであるという考え方のもと検討してきております。ご指摘の緊急遮断弁の漏えい検査については、(社)日本ガス協会指針から出されている「LNG 受入基地設備指針」において、弁座漏えい検査の要求はありません。

また、高圧ガス保安法適用の LNG 受入基地のこれまでの1回 / 3年の分解点検時において、腐食、エロージョン、異物の噛み込み等による弁座等の異常が発生していないことを確認してきており、十分な実績があると判断しております。

(2) ご指摘の通り、流れが逆となっておりましたので、「技術委員会 資料 19」の該当部分を正しい流れといたします。